

事業概要及び測量説明会

東京都計画道路幹線街路放射第32号線
(錦糸公園前交差点～横川交番前交差点)

平成31年3月5日(火)
墨田区立錦糸小学校体育館
3月13日(水)
墨田区立柳島小学校体育館

東京都第五建設事務所

1

説明会の目的

本日の説明会は、

- ・事業の概要
- ・測量の実施内容

を説明し、事業についてご理解と、
ご協力を頂くことを目的としています。

2

説明内容

事業

事業の概要

事業の効果

事業の進め方

測量

現況測量

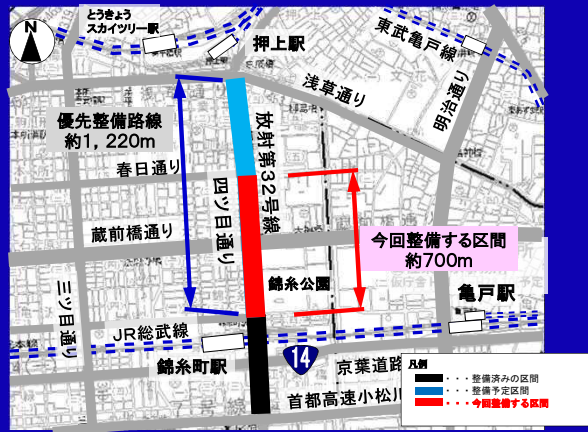
用地測量

3

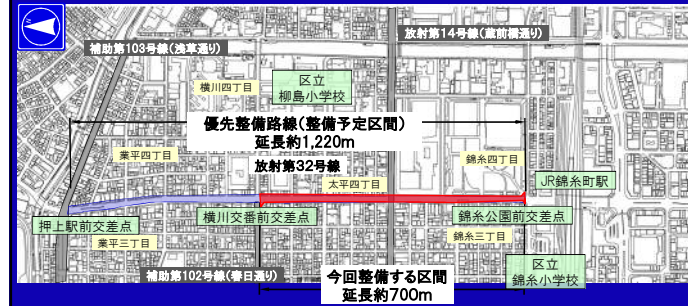
事業の概要

4

事業箇所



事業範囲



整備範囲



事業の効果

事業の効果①
歩行空間の確保と自動車の交通円滑化



9

事業の効果②
地域の防災性・安全性の向上

震災により倒壊した電柱



東日本大震災

阪神・淡路大震災

(出典：国土交通省ホームページ)

10

事業の効果③
無電柱化等による景観の向上



11

事業の効果③
無電柱化等による景観の向上

整備イメージ



整備前

整備後

蔵前橋通り（亀戸水神）

12

事業の効果③
無電柱化等による景観の向上

整備イメージ



整備前



整備後

浅草通り (墨田区業平)

13

事業の効果③
無電柱化等による景観の向上



整備後

四ツ目通り (墨田区押上)

14

事業の効果③
無電柱化等による景観の向上



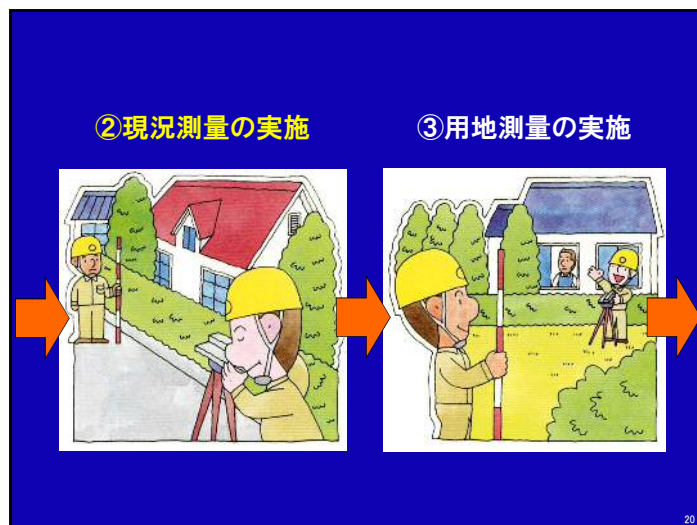
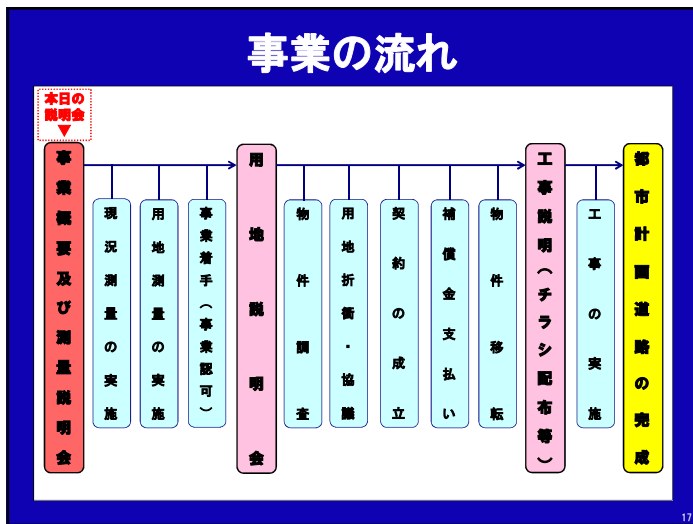
整備後

四ツ目通り (墨田区押上)

15

事業の進め方

16



④ 事業着手の手続き



⑤ 用地説明会の開催



21

⑥ 用地折衝・協議



⑦ 契約・補償金の支払い



22

⑧ 物件移転

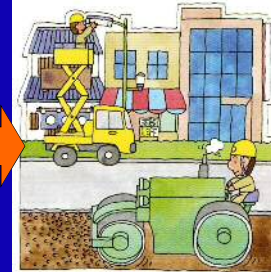


⑨ 工事に関するお知らせ



23

⑩ 工事の実施



⑪ 都市計画事業の完成



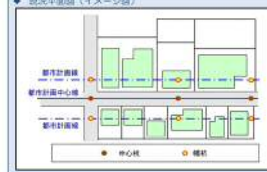
24

測量について

現況測量
用地測量

現況測量と用地測量について

- ◆ 現況測量の目的
現況測量は、事業予定地周辺にある皆様方の土地や建物の位置、周辺道路の形状などを測量し、現況平面図を作成します。さらに、その図面に都市計画線等を重ね、土地、建物等との位置関係を明らかにします。
- ◆ 現況測量の流れ
1. 測量の基準となる点の設置
2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量
3. 都市計画道路の中心杭および幅杭の設置
4. 都市計画道路の縦断および横断方向の高さの測量



現況測量の目的

現況測量は、事業予定地の周辺にある皆様方の土地や建物の位置、周辺道路の形状などを測量し、現況平面図を作成します。

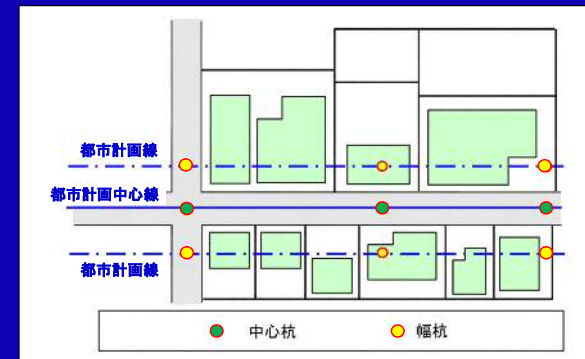
さらに、その図面に都市計画線を重ね、土地、建物等との位置関係を明らかにします。



現況測量の流れ

1. 測量の基準となる点の設置
2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量
3. 都市計画道路の中心杭および幅杭の設置
4. 都市計画道路の縦断および横断方向の高さの測量

現況平面図（イメージ図）



現況測量範囲



注) 土地、建物及び道路の形状等により、測量範囲がこの図と異なる場合がありますので、ご了承ください。

29

用地測量の目的

この測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求めることを目的としています。



● 用地測量の目的
用地測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求めることを目的としています。このため、道路に整備するために必要な土地について、周辺の土地との境界を確認し、境界線の測量を行います。

● 用地測量の手順
1. 境界を確認するための資料収集等
2. 境界を確認するための現地立会い
3. 境界線の測量
4. 個々の土地における道路予定地の確定

● 土地の境界線
Aさんの土地の場合
B 境界線
C 境界線
D 境界線
E 境界線

● 注意
● 測量は、測量法に基づいて行われ、測量士が測量を行います。
● 測量には、測量士が測量した測量データが利用されます。
● 測量には、測量士が測量した測量データが利用されます。
● 測量には、測量士が測量した測量データが利用されます。

● 東京都市第五建設事務所

30

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集等



2. 境界を確認するための現地立会い



3. 境界線の測量



4. 個々の土地における道路予定地の面積計算

31

1. 境界を確認するための資料収集等

- (1) 土地の境界を確認するために必要な公図や土地登記簿等を登記所などから取得します。
- (2) 皆様方の敷地内で、既存の境界標識などを確認させていただきます。

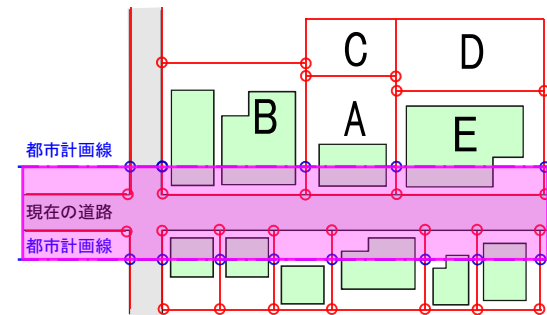
32

2. 境界を確認するための現地立会い

- (1) 現在ある道路などの公共用地と私有地との境界の確認
- (2) 私有地と私有地との境界の確認

33

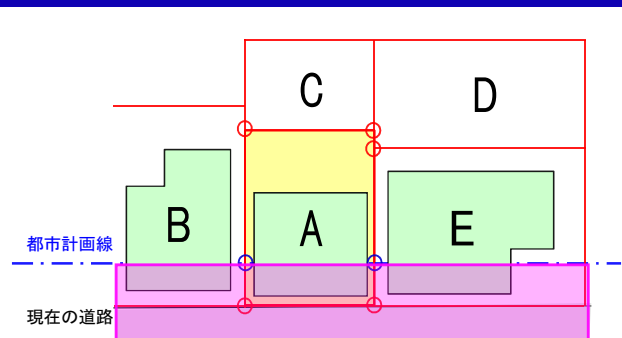
境界確認の事例



- 境界点(立会いをお願いする点)
- 都市計画線との境界点
- 境界(筆界)

34

境界確認の事例



- 境界点(立会いをお願いする点)
- 都市計画線との境界点
- 境界(筆界)

35

境界立会いの通知について

36

立会証明書

測量年度	測量地	測量人	測量(主)氏名	測量年月日	測量地
63	東京支店	〇〇〇	〇〇〇	平成 16年 7月 14日	〇〇〇
64	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	平成 16年 8月 10日	〇〇〇
65	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	年月日	〇〇〇
測量地(測量地)	測量地	測量地	測量地	測量地	測量地
測量地(測量地)	測量地	測量地	測量地	測量地	測量地

測量者職氏名
東京支店〇〇建設事務所工務課〇〇課員
支店 〇〇〇〇 印

地形・境界点見取り図
見本
S=1:250

37

3. 境界点の測量

境界立会いで確認された境界点を測量し、位置を特定します。

この測量は、皆様に立会いをお願いすることはありません。

境界点を現地に明示するため、金属鋳やプレートなどを設置させていただく場合があります。

38

4. 個々の土地における 道路予定地の面積計算

境界点の測量結果に基づき面積の計算を行い、個々の土地における道路予定地の面積を求めます。

39

敷地内への立ち入りについてお願い

現況測量および用地測量の作業にあたっては、事業予定地周辺の皆様の敷地内へ立ち入らせていただく必要があります。

皆様の敷地に立ち入る際には、必ず事前にお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

40

身分証明書と腕章の見本

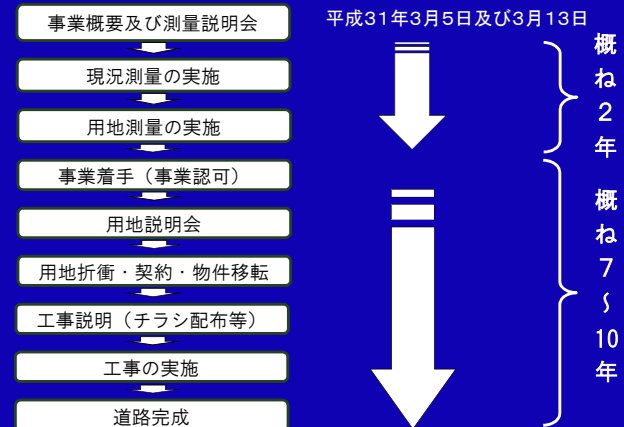


測量作業は、東京都が委託した測量会社が行います。

測量にあたっては、身分証明書を常に携帯し、腕章をつけて作業を行います。

41

今後の事業の流れ



42

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



東京都

43

44

お問い合わせ先

事業

東京都第五建設事務所 工事課 設計担当
電話 03-5875-1463

測量

東京都第五建設事務所 工事課 測量担当
電話 03-5875-1465

用地

東京都第五建設事務所 用地課 調整担当
電話 03-5875-1517

東京都第五建設事務所 ホームページ

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/goken/index.html>

45